

第1章 あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から40～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、秋川と平井川に沿って市街地を形成しています。

また、市は、市域の面積（7,347ha）の約6割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、市の環境の現状について、各分野（自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野）の取組を掲載します。

1 自然環境分野

自－1 基礎情報の調査・収集

1) 自然環境調査

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成21年度から自然環境に関する専門的な知識を有する方による「あきる野市自然環境調査部会」を組織し、自然環境調査を実施しています。初めの3年間の調査結果については、「あきる野市自然環境調査報告書（平成21年度～23年度）」として取りまとめ、市内の図書館やホームページでご覧いただくことができます。

また、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうため、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で調査結果の一部を紹介しています。この調査結果は、平成26年度に策定した「生物多様性あきる野戦略 ～未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み～」の基礎資料にもなっています。

令和3年度は、自然環境調査を継続して実施しました。



＜あきる野市自然環境調査報告書
平成21年度～23年度＞



＜リーフレット
「知って守ろうあきる野の自然」＞



＜生物多様性あきる野戦略＞

2) 森林レンジャーあきる野による活動の推進

郷土の恵みの森構想に基づく森づくり事業を進めるため、平成22年5月に専門知識を持つ4人による「森林レンジャーあきる野」を設置しました。平成29年度からは、森林レンジャーあきる野の1人がこれまでの知識と経験、技術を活かす場として、小宮ふるさと自然体験学校の校長に就任したため、現在は3人で活動を行っています。

森林レンジャーあきる野は、昔道や尾根道の補修、景観の整備等を町内会・自治会等と協働で実施しています。

また、登山道や山林を巡視し、支障木の除去や補修を行うとともに、市内に生息・生育する動植物の調査、滝や沢、巨木といった地域資源の掘り起こしなども行っています。

さらに、地域が実施する森づくり事業に関連した自然体験イベントなどを通じて、森とその周辺にある地域資源のもつ魅力を市内外に向けて発信しています。

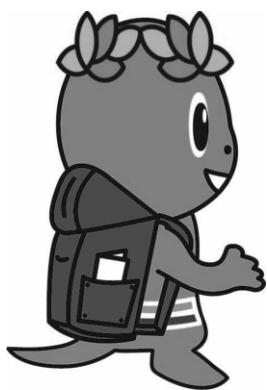
森林レンジャーあきる野による動植物調査において、これまでに動物では合計136種（哺乳類5種類、鳥類69種類、爬虫類11種類、両生類10種類、魚類8種類、昆虫類33種類）、植物では100種の絶滅危惧種の生息・生育を確認しています。

3) 生物多様性に関する情報発信

生物多様性に関する情報の共有化のため、様々な方策による情報発信に取り組んでいます。

令和3年度は、市広報紙及びホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を9回掲載したほか、森林レンジャーあきる野新聞を12回発行し、森林レンジャーあきる野の活動の紹介を通じて、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信しました。

また、外来種対策を通じて、外来種が在来種に及ぼす影響や生物多様性の概念などについても周知を図りました。



自－２ 生物多様性の保全

１）生物多様性保全の仕組みづくり

市では、平成２６年９月に、「生物多様性あきる野戦略」を策定し、生物多様性の保全に取り組むとともに、平成２８年３月には、その実施計画として「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定することで、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用に関する取組をまとめました。さらに、平成２９年９月に、「あきる野市生物多様性保全条例」を制定し、市内の希少な動植物を保護する仕組みをつくりました。



＜リーフレット

「あきる野市生物多様性保全条例」＞

令和３年度においては、市内の守るべき動植物の種類をリスト化した「あきる野市版レッドリスト（植物）」の作成作業を進め、原案の作成についても検討を行いました。

また、従来から継続している取組としては、市内の緑の保全を図るため、一定の条件を満たす樹林地、樹木などを保存緑地として指定する制度があり、令和３年度における保存緑地は、樹木１６８本、樹林地４か所（１０，８３３．８３㎡）、屋敷林１か所を指定しています。また、緑の活用を図るため、公開できる緑地を公開緑地として１か所指定しており、令和３年度における公開緑地の面積は、１４，５９３㎡となります。

２）有害鳥獣対策及び外来種対策

農作物被害を引き起こす有害鳥獣（イノシシなど）対策を進めるため、追い払いや防除柵の設置、箱わなによる捕獲等を行っています。また、外来種であるアライグマ・ハクビシンは、農作物被害を引き起こすほか、地域の生態系などに被害を及ぼすため、有害鳥獣対策と外来種対策の両面から、箱わなによる捕獲等を進めています。これらの取組は、専門的な知識や幅広い主体の協力が必要であることから、猟友会や、市民ボランティアで組織する「あきる野の農と生態系を守り隊」との連携により推進しています。

外来植物であるオオキンケイギク、オオバクサ、アレチウリの３種は、在来植物を圧迫するため、分布調査や除草の呼び掛けを行っています。令和３年度は、東京都と連携し、オオバクサの駆除を実施しました。

サクラ等の樹木を加害する外来種クビアカツヤカミキリについては、市職員による公共施設の調査結果と市民による目撃情報を基に分布状況を把握し、防除対策を行いました。また、被害分布図を作成し、ホームページで公開しました。



＜外来種のアライグマ＞

外来種対策の基礎情報として、市民の皆さまから分布情報を提供してもらっており、令和３年度の目撃情報件数の実績は、アライグマ２４件、ハクビシン３２件、クビアカツヤカミキリ６６件でした。

自－３ 生物多様性の創出

１）郷土の恵みの森づくり事業

市域の森づくりのあり方を示す「あきる野市郷土の恵みの森構想」（平成２２年３月策定）や「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」に基づき、地域との協働による「郷土の恵みの森づくり事業」に取り組んでいます。

「郷土の恵みの森づくり事業」には、町内会・自治会等を主体とする昔道や尾根道の補修や景観整備のほか、「森林レンジャーあきる野」の活動（先述）、森の子コレンジャー活動（後述）、小宮ふるさと自然体験学校の運営（後述）などが挙げられます。

昔道や尾根道の補修、景観整備の実施に当たっては、森づくりに関心のある方・事業者・団体からなるボランティア組織である「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会等の支援に取り組んでいます。

令和３年度は、１４の町内会・自治会等により、昔道・尾根道の補修８事業、景観整備１３事業を実施しました。これらの事業を進めた結果、武蔵五日市駅から「秋川溪谷 瀬音の湯」までのコースをはじめ、既存の登山道等のいくつかのコースの維持が図られています。また、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませています。

これまで、菅生地区で実施していた産学公による森づくりについては、令和２年度をもって終了し、令和３年度からは、地元町内会及び関係団体と連携し、森林の再生と保全に向けた森づくりを進めています。

「郷土の恵みの森づくり事業」以外においても、「あきる野市森林整備計画」に基づき、森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、林業の振興や森林の保全と活用のための森林整備を継続しています。令和３年度における整備面積は、間伐５６.６３ｈａ、枝打ち１０.３９ｈａ、伐採２.９１ｈａとなりました。

森づくり事業概要（令和３年度）

事業名	事業数	実施団体
昔道・尾根道補修等事業	８事業	５町内会・自治会等
景観整備事業	１３事業	１１自治会等



＜サポートレンジャーによる森づくりの様子＞



＜菅生地区での森づくりの様子＞

2) 魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、優れた景観を有するだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどの場として市民や観光客に親しまれ、本市を代表する河川の一つです。その一方で、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、東京都の「秋川流域河川整備計画」により、東京都や秋川漁業協同組合と連携して、河川環境の維持・向上を図るとともに、稚魚の放流等の施策により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図っています。

令和3年度は、秋川の用水堰がある魚道で、水量・砂利・流木等の点検を実施し、流木や砂利の撤去を行うとともに、秋川漁業協同組合が実施したアユの解禁時の状況確認や河川清掃、魚類の保護を推進しました。また、東京都や秋川漁業協同組合と連携してアユの稚魚を放流し、「秋川アユ」のブランド化に向け準備を進めました。



＜秋川の川べりの様子＞

自－４ 生物多様性の活用

１）地産地消及び地域のブランド化の推進

地域から産出される農畜産物や木材等をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々な効果が期待されます。このため、本市においても、農業振興や林業振興の取組の一つとして、地域から産出される農作物や木材の利用を積極的に進め、地産地消に取り組んでいます。

令和３年度も、引き続き、「地産地消型」農業の拠点となる秋川ファーマーズセンターの再整備に向けて、ＪＡあきがわと検討を重ねました。また、木材については、「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、若葉第２学童クラブ新設工事の内装仕上げ材の一部に多摩産材を利用しました。

あきる野商工会では、地元の良質な食品等を地域ブランドである「秋川溪谷物語」に認定し、地場産業の振興と発展に寄与しています。市では、こうした取組を支援するため、平成２８年度に締結した株式会社セブン－イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定により、市内にあるセブン－イレブンの１１店舗において、「秋川溪谷物語」ブランドの認証を受けた商品の販売を開始してもらいました。平成２９年度には１２店舗に増え、令和３年度も、引き続き、地産地消の促進と土産物需要の更なる拡充を図りました。

また、「秋川溪谷」ロゴ活用の推進や、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」のＬＩＮＥスタンプを販売するなど、「秋川溪谷」としての地域ブランド化に向けた取組を行いました。令和３年度は、新型コロナ対策の一つとして、森っこサンちゃんのイラストを活用した感染拡大防止啓発ポスターを作成し、観光施設等に掲出しました。



<「森っこサンちゃん」LINE スタンプ>



<「秋川溪谷」ロゴ>



森っこサンちゃん

<「森っこサンちゃん」のイラスト>



<「森っこサンちゃん」感染拡大防止啓発用イラスト>

2) 生物多様性を活かした観光振興

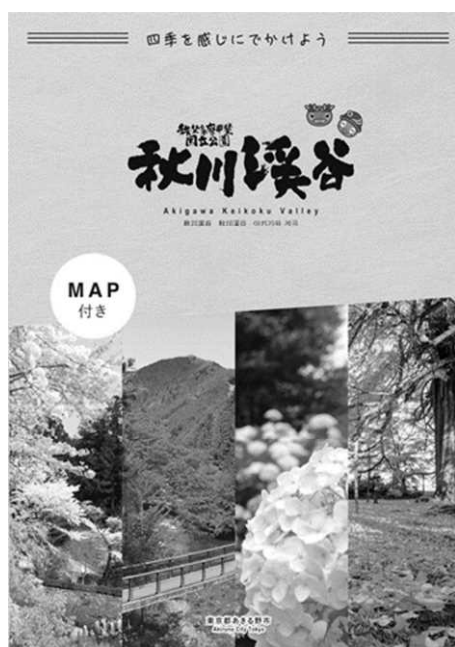
秋川流域の大地は、古生代から新生代にかけての多くの地層がまとまって分布する全国でも有数の地域です。この多様な大地を背景として、この地域の生物多様性が維持されています。

このような貴重な大地を保全するとともに、観光や商業などによる地域の活性化を目指すため、秋川流域の3市町村（あきる野市、日の出町、檜原村）が連携し、平成28年度に開室した秋川溪谷戸倉体験研修センター（戸倉しろやまテラス）3階の秋川流域ジオ情報室において、秋川流域周辺の生物多様性に関する展示や貴重な地域資源の情報を発信し、広く一般の方々に向けて秋川流域の魅力をPRしています。

観光拠点のひとつである同施設では、生物多様性を活かした体験研修等を行っています。令和3年度は、新型コロナ対策のための臨時休館や行動制限の影響から施設利用のキャンセルが多数生じましたが、1,101人が体験事業に参加しました（令和2年度：373人）。

また、平成28年度に写真の変更と解説文の見直しを行った「あきる野百景」を各公共施設や観光施設に設置・配布し、周知を継続しました。その他の観光パンフレットについても、併せて配布しています。

さらに、観光ルートに関しては、①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅山ルート、④深沢ルート、⑤戸倉ルート、⑥乙津・養沢ルート、⑦秋川エリアルルートについて、重点的なプロモーションと整備を実施しました。また、観光協会との協働により、散策マップを作成し周知啓発を行いました。



＜観光パンフレット「秋川溪谷総合マップ」＞



＜秋川流域ジオ情報室＞



＜自然体験の様子＞

2 生活環境分野

生－1 公害対策の推進

1) 河川の水質（調査結果の詳細は資料編148頁～151頁に掲載）

良好な生活環境を維持するため、市内の河川やその支流20か所で、年4回の水質調査を実施しています。

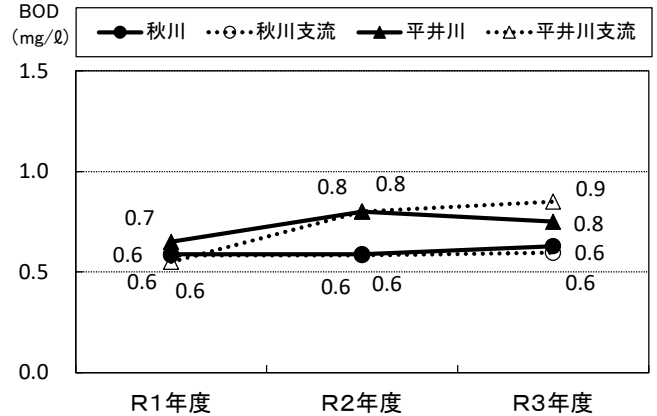
平成29年4月1日から、平井川・養沢川は河川の水域類型がA類型からAA類型に変更されました。

水質汚濁の指標となるBOD(*)をみると、いずれの河川等も良好な水質を維持し、環境基準を達成しています。

また、多摩川と関連河川の水質の向上を目的として、多摩川流域の関係自治体が同一日に実施する河川の水質調査に参加しています。秋川、平井川と多摩川が合流する地点で、年2回調査を行い、おおむね良好な水質が維持されているという結果を得ています。

* BOD（生物化学的酸素要求量）： 水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。

河川の水質調査結果(BOD)



※ データは、各河川の複数地点で年間4回（5・8・11・2月）実施している測定結果の平均値である。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）
（令和4年2月15日時点）

類型	河川名	環境基準
河川AA類型	秋川	1mg/ℓ以下
	平井川	

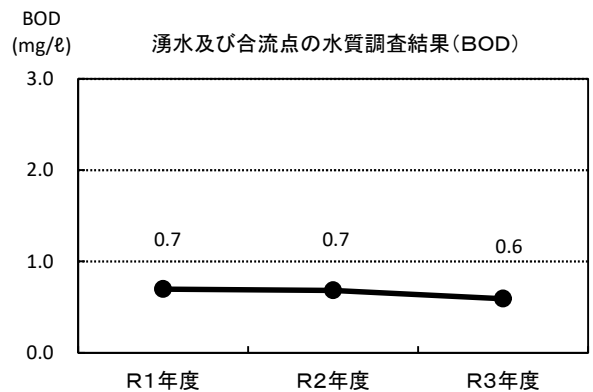
2) 湧水及び合流点の水質調査（調査結果の詳細は資料編152頁に掲載）

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁部から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。

市では、「あきる野市清流保全条例」に基づき、年1回、湧水17か所、河川との合流点19か所で水質調査を実施しています。

湧水の水質には、環境基準が設定されていないため、参考として、1)に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川AA類型）と比較すると、一部で環境基準を超過していたため、今後も引き続き調査を実施し、経過の観察を行っていきます。

湧水及び合流点の水質調査結果(BOD)



※ データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

3) 地下水汚染調査（調査結果の詳細は資料編153頁に掲載）

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地をおおむね2キロメートル四方に区切り、そのうちの7か所（工場、事業所、住宅地近辺）の井戸水を採取し調査を実施しています。

全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。なお、調査項目と環境基準は、右表に示すとおりです。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下

4) 秋川・平井川水生生物調査

カゲロウ、サワガニなどの河川に生息する水生生物は、水質汚濁などの影響を受けやすいことから、秋川4か所、平井川2か所の計6か所において、年2回、生息する水生生物を指標として水質を判定する調査を実施しています。

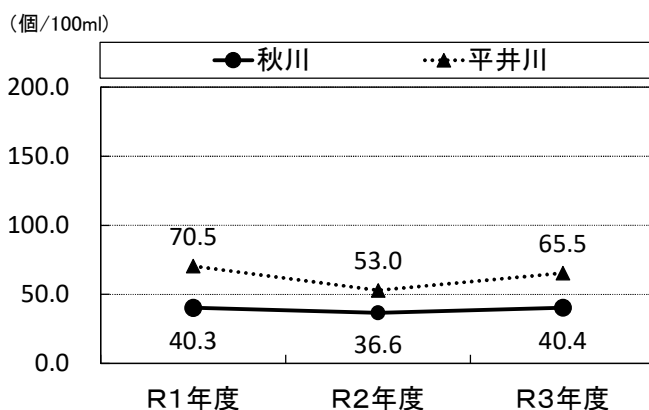
5) 秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査（調査結果の詳細は資料編153頁に掲載）

秋川、平井川の親水性の高さに着目し、環境省が示す水浴場水質判定基準に沿って、秋川9か所、平井川2か所の計11か所において、年1回、ふん便性大腸菌群数の測定をしています。

令和3年度の値は、秋川、平井川とも微増傾向となっていますが、水浴に不適な地点はありませんでした。

水浴場水質判定基準（環境省）

区分		ふん便性大腸菌群数
適	水質AA	不検出（検出限界2個/100ml）
	水質A	100個/100ml 以下
可	水質B	400個/100ml 以下
	水質C	1,000個/100ml 以下
不適		1,000個/100ml 超過



秋川・平井川ふん便性大腸菌群数

※データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

6) 工場等排水調査

水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、一日当たりの排水量が20m³/日以上、事業場と有害化学物質等処理して排水している事業場を対象として、年1回、排水の調査を実施しています。

7) ゴルフ場水質調査

市内2か所のゴルフ場で使用されている農薬(除草剤、殺虫剤、殺菌剤など)が河川に与える影響を確認するため、各ゴルフ場内の調整池において、年1回、水質調査を実施しています。

8) 道路沿道調査

市内の道路4か所(国道411号線、都道166号線、五日市街道、睦橋通り)において、道路沿道環境の実態を把握するため、騒音と交通量を調査しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありませんが、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

令和3年度道路沿道調査結果

調査場所	等価騒音レベル(dB)(*1)		要請限度(dB)(*2)			交通量(台/10分)	
	昼間	夜間	区域(*3)	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	66	63	b	75	70	173	29
都道166号線	68	62	a	75	70	129	17
五日市街道	63	54	c	75	70	87	9
睦橋通り	67	62	b	75	70	208	32

※ データは、令和3年10月5日～10月6日に実施した市内4か所の調査結果である。

*1 等価騒音レベル：一定時間に測定された多数の騒音データについて、エネルギー量で平均して何dBの騒音に相当するかを求めたもの。

*2 要請限度：環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できる。

*3 区域〔a〕：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域をいう。

〔b〕：第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域をいう。

〔c〕：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

9) 大気中ダイオキシン類調査

調査対象としているダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

市では、あきる野市役所、五日市出張所の屋上の2か所において、年1回、測定を行っています。過去3年間の測定結果では、両地点ともダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成しています。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(pg-TEQ/m ³ (*))			環境基準
	R1年度	R2年度	R3年度	
あきる野市役所	0.011	0.017	0.010	0.60
五日市出張所	0.012	0.016	0.009	

* pg (ピコグラム)：1兆分の1グラム * TEQ：毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位

※令和3年8月18日～8月25日に実施した調査結果である。

10) 二酸化窒素調査 (調査結果の詳細は資料編154頁に掲載)

二酸化窒素(NO_2)調査結果

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響を把握するため、年4回、市内22か所で、二酸化窒素を測定しています。過去3年間の測定結果では、二酸化窒素に係る環境基準を達成しています。

測定結果(ppm) (*1)			環境基準 (*2)
R1年度	R2年度	R3年度	
0.013	0.009	0.010	0.06

※ データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

*1 ppm (ピーピーエム) : 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmという。例えば NO_2 が1ppmとは、空気1 m^3 中に NO_2 が1 cm^3 含まれる場合である。

*2 1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

11) 一般大気調査 (調査結果の詳細は資料編155頁に掲載)

浮遊粉じん調査結果

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。浮遊粉じんのうち粒径が10 μm (*1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

市では、市内15か所(令和3年度)において、浮遊粉じんの全体量を測定しています。

浮遊粉じん量については、大気の汚染に係る環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粉じんより粒径の小さい浮遊粒子状物質の環境基準と比較したところ、過去3年間に於いて全測定箇所の値は、浮遊粒子状物質の環境基準値を下回っていました。

測定結果(mg/m^3)			(参考) 環境基準 (*2)
R1年度	R2年度	R3年度	
0.0167	0.0378	0.0314	0.10

※ データは、各調査場所で行っている測定結果の平均値である。

*1 μm (マイクロメートル) : 1 μm は100万分の1 m で、0.001 mm である。

*2 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m^3 以下であること。

12) 工場等臭気調査

塗装工場のシンナー等の有機溶剤が大気環境に与える影響を把握するため、市内2か所において、年1回、臭気調査を実施しています。

13) 採石場周辺環境調査

特定の事業所との環境保全協定に基づき、交通量調査を年2回(5月、11月)、総浮遊粉じん量調査を年4回(5月、9月、11月、2月)、浮遊重金属量調査を年1回(2月)、二酸化窒素調査を年4回(5月、9月、11月、2月)実施しています。

14) 事業所関連水質調査

特定の事業所(2社)との環境保全協定に基づき、水質関連調査を実施しています。

15) 放射線・放射性物質の測定（調査結果の詳細は資料編156頁に掲載）

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市では、空間放射線測定を実施しています。（平成29年度からは、公共施設等の測定を廃止しました。）

空間放射線については、年4回、市内6か所を定点として測定しました。（平成29年度からは、測定頻度と測定地点を変更し、年4回、市内6か所を定点として測定をしています。）



＜空間放射線測定の様子＞

これらの測定ポイントにおいて、「あきる野市空間放射線測定等に関する基準」（平成23年11月24日決定）に示す基準値、毎時0.23 μSv （*1）（追加被ばく線量（*2）年間1 mSv（*3））を超える地点はありませんでした。

農産物等の放射性物質の検査は、原子力安全委員会の検査計画・品目・区域などの考え方に基づき、平成23年度から継続して、東京都が実施しています。

市は、引き続き、市民の皆さんの安全安心のために、放射線・放射性物質の調査結果について市の広報やホームページで公表を行います。

*1 μSv （マイクロシーベルト）：人体が直接影響を受ける放射線量を表す単位で、通常1時間当たりの線量を示す。

1 μSv は、100万分の1 Sv である。

*2 追加被ばく線量：自然界や医療行為により被ばくする放射線を除いた被ばく線量をいう。

*3 mSv（ミリシーベルト）：1 mSvは、1000分の1 Sv である。

生－２ 資源循環型社会の構築

１）ごみ排出量

令和３年度のごみ総排出量は２２，９３０ｔで、前年度より約７９３ｔ減少（－３．３％）しました。このうち、総ごみ排出量の約８割を占める可燃ごみについては、１７，５４７ｔが排出されており、前年度より約４５４ｔ減少（－２．５％）しました。

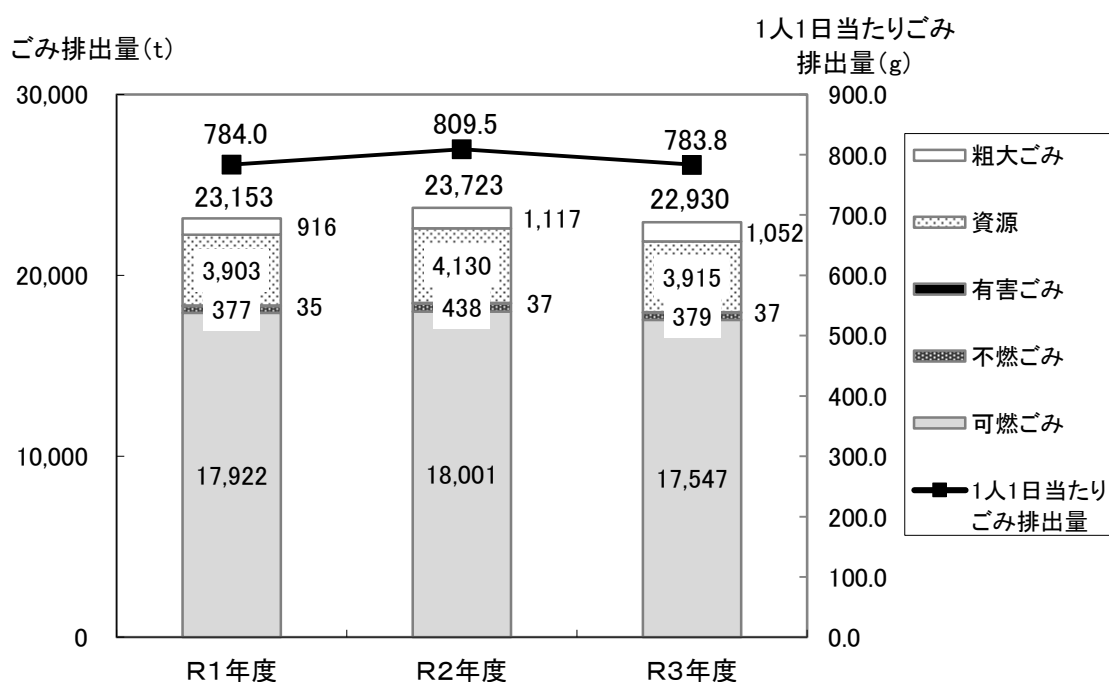
令和３年度の１人１日当たりのごみ排出量は７８３．８ｇであり、全国の９０１ｇ（令和２年度）（＊１）よりは少ないものの、都内３０市町村（多摩地域）のうち排出量の多い順から６番目（令和３年度）に位置し、多摩地域の平均排出量である６８２．３ｇ（＊２）を１０１．５ｇ上回っています。

今後も、ごみの減量に向け、食品ロス削減の推進、簡易包装の商品を選ぶ、物は長く大切に使う、生ごみは捨てる前に水分をひと搾りする、資源化できるごみは資源として排出するなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないように心掛けることが大切です。

＊１： 資料「一般廃棄物処理事業実態調査 令和２年度（環境省）」

＊２： 資料「多摩地域ごみ実態調査 ２０２１（令和３）年度統計」（公益財団法人 東京市町村自治調査会）

ごみ排出量の推移



2) 3Rの推進

市では、持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化を進め、資源循環型社会の構築を目指しています。

そのために、「あきる野市廃棄物減量等推進員」(あきる野ごみ会議)の活動などを通じて、Reduce(リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再使用)、Recycle(リサイクル、再生利用)の3Rの取組を推進しています。ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、イベントの開催などに取り組んでいます。

令和3年度においても、ごみ会議の運営や「へらすぞう」の発行を継続しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、フリーマーケットやリサイクル品の譲り渡し会といったイベントの開催は中止となりましたが、フードドライブ事業の開催を1回から2回に増やし、食品ロスの削減を呼び掛け、ごみの減量に取り組みました。

この他に、生ごみ堆肥化の普及のため、定期的な生ごみ堆肥化講習会の実施、段ボールコンポスト、EM菌生ごみ処理容器の貸与などに取り組んでいます。また、市内の小中学校の児童・生徒を対象に、環境問題啓発用絵画ポスター作品の募集を行い、329点の応募がありました。



＜生ごみ堆肥化講習会の様子＞



＜ごみ情報誌「へらすぞう」＞

3) 資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を図るため、リサイクル意識の高揚と地域コミュニケーションの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を行っています。令和3年度の資源集団回収団体は106団体、集団回収実績は816回に上りました。資源集団回収を推進するため、市では奨励金を交付しています。

また、資源回収の充実を図るため、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトル、白色トレイの資源化に取り組んでいます。令和3年度の資源の戸別回収量は、3,915tとなりました。

生－３ 緑あふれる快適なまちづくりの推進

１）市街地における緑の保全・創出

市には、山林や農地以外でも、公園や住宅地などの市街地に、多くの緑が存在しています。これらの緑は、生態系保全の役割を果たすとともに、人々の暮らしにも潤いをもたらしてくれます。このため、市街地における緑の保全や創出を継続しています。

ゴーヤの苗の配布等を通じ、グリーンカーテンの普及拡大や、農地・緑地の多面的機能について情報発信を行いました。

また、市では、「工場立地法」や「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場の設置、500㎡以上の敷地における建築物等の設置、500㎡以上の区域における宅地造成その他土地の区画形質の変更に対し、緑化の指導を行っています。令和３年度は、工場立地法の届出０件、緑化計画書１２件、宅地造成等に関する届出書２０件の届出がありました。

２）清潔で快適なまちづくり

誰もが愛着を持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、歩きたくするような魅力的な街並みの形成を進めています。

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、ＰＴＡ等の協力のもと、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。令和３年度はコロナ禍により１回の実施となり、参加者は延べ１２，８１５人、ごみの総収集量は２０，６６ｔとなりました。また、ボランティア袋を配布し、市民や事業者が自発的に行う市内の美化活動を支援しました。

市街地において、安全な歩行空間の確保や美観風致の維持を図るため、平成１７年２月から「違反広告物撤去協力員制度」を設け、市民の皆さんと市との協働のもと、道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などの撤去を行っています。令和４年３月現在で、同協力員には７８人が登録されています。

農地、道路、山林などへのごみの不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化しています。令和３年度では、週２回（年間１００日間）２人１組で市内をパトロールし、不法投棄ごみの回収作業を行った結果、回収件数は１，１４１件となり、１２，６３０ｔのごみを回収・処理することができました。なお、このうち９件については、リサイクル処理を行いました。



<不法投棄防止看板>

3 エネルギー環境分野

エネー１ 省エネの推進

1) あきる野市の温室効果ガス排出量

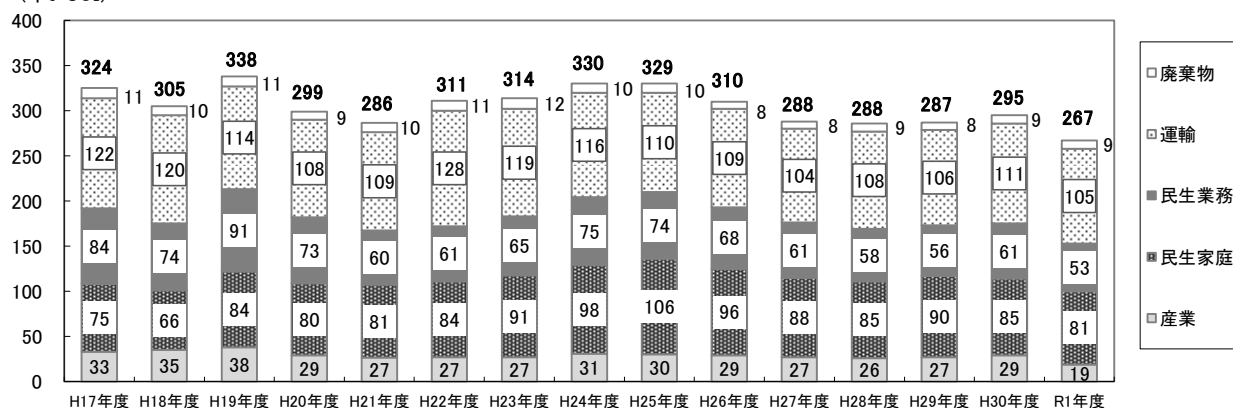
地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加し、地球全体の気温が上昇する現象のことです。地球温暖化の進行により、異常気象や生態系、農業への影響などが懸念されています。

あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時（平成17年度）の33万3千t CO₂から平成19年度に一旦増加し、平成20年度、平成21年度と減少しました。その後、平成22年度から平成24年度までは増加傾向でしたが、平成25年度に減少に転じ、令和元年度は29万4千t CO₂となっています。

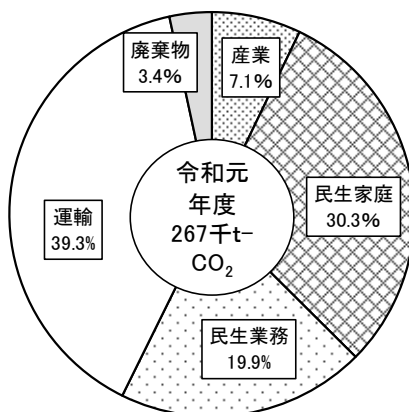
また、温室効果ガス排出量の約91%を占める二酸化炭素については、平成17年度の約32万4千t CO₂から、令和元年度には約26万7千t CO₂へ減少しています。令和元年度の二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が39.3%と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。

二酸化炭素排出量
(千t-CO₂)

二酸化炭素排出量の推移



令和元年度の部門別二酸化炭素排出量の内訳



※資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2019年度）」
（オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

2) 市の事務事業における取組

平成13年度から「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の公共施設等を対象とする地球温暖化対策の取組を始めており、第一次計画、第二次計画、第三次計画を経て、平成30年度から第四次計画に取り組んでいます。

本計画では、温室効果ガス排出量の大きい施設を対象とした省エネ診断や一定規模以上の施設を対象とした施設調査を実施し、排出量の削減方策等を取りまとめました。必要に応じて空調機器・照明機器等の更新を推進することで、本計画に定められた温室効果ガス排出量の目標を達成することができると見込みです。

また、運用方法を改善し、多層的 PDCA サイクルによる進行管理の中で、点検・評価を行っていくことで継続的な改善を目指します。

■ 第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

計画期間：平成30年度～令和3（平成33）年度（4年間）

基準排出量：7,981.5 t CO₂

排出量の中期目標：令和3（平成33）年度における温室効果ガス排出量を6,703.8 t CO₂以下とする。（基準年度比16%削減）

排出量の長期目標：令和12年度における温室効果ガス排出量を4,788.9 t CO₂以下とする。（基準年度比40%削減）

※ 平成25年度を基準年度とし、電気の排出係数は環境省公表の平成28年度の排出係数、その他のエネルギーについては「地球温暖化対策推進法」に基づく係数を使用した。

取組内容：本計画における主な取組

- 設備の高効率化
- 再生可能エネルギー設備の導入
- 公用車に関する取組
- COOL CHOICE（クールチョイス）の推進
- 建設・工事の施工における配慮
- 吸収作用の保全及び強化
- エコ活動による省エネの推進

温室効果ガス排出量の推移

	年 度	H27	H28	H29	目標値 (R2 (H32))
第三次計画	総排出量 (tCO ₂)	3,663	4,019	4,350	4,480以下
		3,838	3,877	4,293	

	年 度	H30	R1	R2	R3 (速報値)	中期目標値 (R3 (H33))
第四次計画	総排出量 (tCO ₂)	7,023.3	6,587.3	4,789.4	4,639.3	6,703.8
		7,445.9	7,252.9	6,513.3	6,763.1	以下

※排出量の上段は、当該年度の排出係数（変動値）を用いて算定した排出量であり、下段は、基準年度（第三次計画は平成24年度、第四次計画は平成25年度）と同様の排出係数を用いて算定した参考値である。

※令和3年度の値は、集計の速報値であるため、最終的な「温室効果ガス排出量等集計結果報告書」の値と異なる場合がある。

※平成30年度以降は、第四次計画に準拠し、外部委託や指定管理者により管理運営を行っている施設を含んでいる。

排出量の推移に示すとおり、令和3年度の温室効果ガス排出量は4,639.3tCO₂となり、中期目標値である6,703.8tCO₂を下回る結果となりました。このような結果となった主な要因として、二酸化炭素の排出係数の数値が低減したこと、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響により多くの施設の利用が制限されたことなどが挙げられます。中期目標値を達成しましたが、引き続き省エネルギーに配慮した取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量の削減を目指していくとともに、今後の経過を注視します。

3) 市民・事業者における省エネ活動の促進

家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図りました。

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活10か条」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図りました。「省エネ型生活10か条」と「環境家計簿」は、平成27年度に更新し、市のホームページ等で紹介しています。

家庭における省エネの取組を推進するため、参加者の家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専門の診断士がその家庭に合った具体的な省エネ方法を提案する「うちエコ診断」を実施し、3組が参加しました。



4) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入

市において新エネルギー・省エネルギー機器の導入を進めており、令和3年度は、新設する街路灯14基にLED照明を採用し、LED照明を用いた街路灯・防犯灯は合計8,043基になりました。

その他にも、あきる野市庁舎空調設備（中央監視装置）改修工事では、空調設備制御にAI-BEMS（*1）を導入しました。

*1 AI-BEMS：機械学習型ビル・エネルギー管理システム

エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進

1) エコドライブ等の推進

市の温室効果ガス排出量の内訳を見ると、運輸部門からの排出量が最大となっています。この背景には、市では自動車の利用頻度が高く、燃料使用量が多いことなどが推察されます。

燃料使用量の節減につながるエコドライブの推進のため、「わたしのエコドライブ宣言」をした方に、「エコドライブマグネットステッカー」を配布しています。令和3年度は、マグネットステッカーを新たに3枚配布し、配布したマグネットステッカー枚数は累計504枚となりました。既にエコドライブ宣言をした方のマグネットシート貼付写真を市ホームページに掲載し、「エコドライブの輪」の拡大にも努めました。

市においても、エコドライブを推進しています。第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画の策定に伴い、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表を改定し、平成30年度に、公用車の使用による二酸化炭素排出量等をグラフ化することで、燃料使用量の増減を可視化しました。

また、公用車への次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等）の導入、本庁舎への急速充電器の設置など、燃料使用量の節減に向けた取組を進めています。



＜「森っこサンちゃん」エコドライブマグネットステッカー＞

エネー3 資源循環型社会の構築【再掲】

「生ー2 資源循環型社会の構築」（15頁）を参照してください。

エネー4 緑の活用

1) ゴーヤの苗の市民配布

あきる野環境フェスティバルが新型コロナ対策のため中止となったことから、本庁舎と五日市出張所において、グリーンカーテンの普及につながるゴーヤの苗の無料配布を行いました。

なお、配布は新型コロナ対策のため、日時等の詳細について事前周知は行わず、その場に居合わせた来庁者に持ち帰ってもらう方式としました。

配 布 日	内 容
令和3年 5月19日	ゴーヤ苗の配布 279ポット
5月26日	ゴーヤ苗の配布 312ポット



＜ゴーヤの苗配布の様子＞

2) 公共施設でのグリーンカーテンの取組

子どもたちをはじめ市民への普及啓発のため、五日市出張所、二宮考古館、小学校等に計109ポットのゴーヤの苗を配布し、グリーンカーテンの普及を促進しました。





＜公共施設でのグリーンカーテン＞

3) グリーンカーテンの写真募集

グリーンカーテンの取組をより普及させるため、市内における「グリーンカーテン」と「グリーンカーテンに取り組む様子」の写真を募集し、市ホームページや市役所1階コミュニティホールで紹介しました。



＜グリーンカーテンの写真募集＞

4 人の活動分野

人－1 情報の共有

1) 一斉清掃

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力により、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。

あきる野市一斉清掃概要

	令和3年 秋
参加人数(人)	12,815
回収量 (t)	20.66

※令和3年度は、コロナ禍により1回のみの実施



＜一斉清掃の様子＞

人－2 人材の育成

1) 小さな子どもたちのおさんぽ会

小さな子どもたちに、市の恵まれた自然とじっくり向き合う機会を提供し、市の自然環境保全の担い手となる人材を育成するため、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、未就学児とその保護者を対象とした「小さな子どもたちのおさんぽ会」を実施しています。

令和3年度は、新型コロナ対策のため5回が中止、秋川上流、弁天山などを実施場所として3回開催し、延べ83人が参加しました。また、小峰ビジターセンター及び小宮ふるさと自然体験学校と連携し、通常回の参加者を対象とした「小さな子どもたちのおさんぽ会」（特別企画）は、新型コロナ対策や悪天候のため中止となりました。



2) 小中学校における環境教育等の推進

市内小中学校では、環境月間（毎年6月）において、各学校の実態に応じた環境教育（エコキャップ運動、もったいない運動、地域の水田や畑を活用した体験学習）を実施しています。

また、食育の推進を図るため、平成24年度から食育授業を実施するとともに、食に関する指導の充実を図りました。学校給食では、全小中学校において「もりもり週間」といった残食を減らす取組のほか、あきる野市の地場産物を食材として使用するなど、食への関心をもたせています。

平成24年9月1日に開校した「小宮ふるさと自然体験学校」は、子どもたちを中心に、自然とのふれあいや自然環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るため、市内外の学校や団体の自然体験事業などを実施しています。

令和3年度は、市内全小学校において森林や環境への興味・関心を深める学習を実施しました。

小宮ふるさと自然体験学校利用状況（令和3年度）

利用形態	回数	利用人数
自然体験事業等	100回	1,422人
その他イベント等	147回	2,508人



<体験活動の様子>

3) 森の子コレンジャー

あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材を育成するため、森林レンジャーあきる野と一緒に学び、森づくりを行う「森の子コレンジャー」を組織し、1年を通して活動しています。

令和3年度は、11月14日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの興味や自主性を引き出し、人と自然が共に暮らせることを目的とした活動を5回実施しました。また、森の子コレンジャーOBによる同窓会の活動も1回実施しました。

同窓会活動では、自分たちが活動した森などの観察を行いました。



<森の子コレンジャー活動の様子>

4) 市民参加と後継者等の育成

平成21年度から実施している自然環境調査の一環として、より自然を知ってもらい、より自然に親しんでもらうために、市民が参加できる体験型イベントを実施しています。

令和3年度は、新型コロナ対策のため、参加者の募集は行わず、職員及び関係団体等で、オオキンケイギク及びオオブタクサの駆除作業を行いました。

人材育成の一環として、環境保全につながる取組を担う後継者等を育成するため、「森林サポートレンジャーあきる野」の取組を継続（新型コロナウイルスの影響により活動が減少）したほか、農業後継者の育成支援として農外からの新規就農希望者3人が市の認定を受け認定新規就農者として就農しました。また、市とともに有害鳥獣対策や外来種対策に取り組む「あきる野の農と生態系を守り隊」の隊員に対し、免許取得に対する補助やワナの無料貸し出しを実施し、事業を継続しました。

駆除作業におけるイベントの概要

	オオキンケイギク駆除作業	平井川オオブタクサ駆除作業
実施日	令和3年6月5日(土)	令和3年8月16日(月)
作業人数	7人	3人

※平井川オオブタクサ駆除作業は、平井川流域連絡会との共催



＜オオキンケイギク駆除作業の様子＞



＜平井川オオブタクサ駆除作業の様子＞

人－3 協働体制の構築

1) 環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の達成を目指す、市民・事業者・市の協働組織であり、市民14人（公募6人、地区の代表6人、団体2人）、事業者4人、市職員2人の計20人で構成しています。

環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、市民・事業者・市の協働による取組を企画し、推進しています。

令和3年度は、新型コロナ対策のため、第二次あきる野市環境基本計画見直しの意見聴取を除いて、書面開催としました。環境基本計画施策進捗状況の点検作業等については、書面提出により実施しました。



<会議の様子>

開催日		内容	
第五期	令和3年 7月7日	第1回	1 第二次あきる野市環境基本計画の見直しについて 2 環境基本計画施策進捗状況の点検評価方法について 3 点検評価作業の役割分担について
	令和3年 10月29日	第2回	1 第二次あきる野市環境基本計画の見直しについて 2 環境基本計画施策進捗状況の点検評価結果についての検討 3 令和2年度環境白書の掲載内容について
	令和3年 8月～11月	書面開催	1 環境基本計画施策進捗状況の点検評価結果についての検討 2 令和2年度環境白書の掲載内容について

2) ホタルの里づくりと清流保全

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心に行うホタルの里づくり推進事業に補助金を交付しています。令和3年度は、4団体に補助金を交付し、1団体にホタルの保全活動を委託しました。

また、市内の河川の浄化と河川環境の保全を図ることにより、良好な水質や水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、「清流保全協力員」により河川のパトロールや水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。

3) 生きもの会議

「あきる野市生きもの会議」は、生物多様性あきる野戦略の推進に向け、市内に生息し、又は生育する希少動植物の保全方策等の検討を行う組織であり、識見を有する者5人、公募による市民3人、事業者4人、各種団体からの代表者5人、地方公共団体の職員2人の計19人で構成しています。

令和3年度は、下部組織である検討部会で、あきる野市版レッドリスト（植物）原案の作成について検討したため、本会議は開催しませんでした。また、生きもの会議の下部組織として自然環境調査部会を組織し、各班において自然環境調査を行うとともに、保全に関する検討を行いました。

開催日		内容	
第三期	令和3年 12月15日	植物部会	1 あきる野市版レッドリストの作成について 2 あきる野市版レッドリスト（植物）原案の作成について
	令和3年 4月26日	自然環境調査 部会	1 令和2年度活動報告及び決算について 2 令和3年度活動計画及び予算について 3 その他
	令和4年 3月28日		1 令和3年度の活動報告及び決算の作成について 2 令和4年度の活動計画及び予算の作成について 3 あきる野市版レッドリストの作成について 4 その他